

# 県民いきいき活動促進基本方針施策の評価と検証

## 指標「力のあるNPO法人数」の抽出について

### 1 過去の委員会、部会での主な意見

- ・「エクセレントNPOの評価基準」を利用してはどうか
- ・考え方には賛否両論あるはずなので、一NPOの基準を用いることには抵抗がある
- ・慎重な議論が必要、県として「力があるとはこうだ」と言ったことになりかねない
- ・「力があるかどうか」よりも、団体自身が「力ついてきている」と感じているかどうかが重要なではないか
- ・漠然と「力がついてきているかどうか」と聞かれても、力とは何のことかわからない
- ・「力のあるNPO」を県として定義するのは難しいのではないか（指標抽出しない）
- ・活動をふり返る機会を設けるのは大切なことなので、指標抽出は必要

### 2 上記1に対する県の考え方

- ・県独自で「力のあるNPO法人」の客観的な定義付けを行うことは、行政が優劣を付けていると誤解を招く（県の定めた位置づけにあてはまらない法人は、逆説的には「力がないNPO法人」と解される）おそれがある
- ・他の民間機関が設けている評価基準の利用に当たっては、社会通念に照らし合わせて、慎重に議論しなければならない

#### （留意点）

- ・「活動をふり返る機会」は重要と考えるが、頻繁なアンケートは回収率の低下につながるため、実施手法（インターネット利用など）を検討する必要がある

### 3 以上を踏まえた指標抽出方法（案）

- ・「仮認定特定非営利活動法人になるための基準」と「しまね地域ポータルサイト「だんだん」認証基準」を指標抽出方法とする  
理由①公的機関等が定めた基準である  
②認定特定非営利活動法人制度は「税制優遇を受けられる法人」を定めるものである  
※NPO法人の自主的なチェックに意義がある
- ・島根県（NPO活動推進室）ホームページにアンケートページを作成し、集約する（アンケート時には県内全法人へ依頼文書を送付）

#### 4 仮認定特定非営利活動法人になるための基準

- (1) 共益的な活動（次に掲げる活動）の占める割合が 50%未満である
  - イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等が対象である活動
  - ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
  - ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
  - ニ 特定の者の意に反した活動
- (2) 運営組織及び経理が適切である
  - イ 役員総数のうち、役員及びその役員の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの人数の占める割合が 3分の 1 以下であること
  - ロ 役員総数のうち、特定の法人の役員又は使用人並びにこれらの者の親族（配偶者・3親等以内の親族）等で構成されるグループの占める割合が 3分の 1 以下であること
  - ハ 各社員の表決権が平等であること
  - ニ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けているか、法人税法施行規則第 53 条から第 59 条に規定する青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること
  - ホ 不適正な経理を行っていないこと
- (3) 事業活動の内容が適正である
  - イ 宗教活動、政治活動、特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていない
  - ロ 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の親族等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者や上記イの活動を行う者または特定の公職の候補者（公職にある者）に寄附を行っていないこと
  - ハ 実績判定期間において、総事業費のうち特定非営利活動に係る事業費の割合が 80%以上であること
  - ニ 実績判定期間において、受入寄附金の総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額の割合が 70%であること
- (4) 情報公開を適切に行っている（次に掲げる書類を広く一般に閲覧させている）
  - イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等
  - ロ 各認定の基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類並びに寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
  - ハ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程及び収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類
  - ニ 助成の実績並びに海外送金等の金額及び使途並びにその予定日を記載した書類
- (5) 所轄庁に対して、毎事業年度終了後 3 月以内に事業報告書等を提出している
- (6) 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実等がない
- (7) 設立の日から 1 年を超える期間が経過している
- (8) 欠格事由のいずれにも該当すること
  - イ 役員のうち、次の①から④のいずれにも該当しないこと
    - ①認定等を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前 1 年以内に当該法人その業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者がいる
    - ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者がいる
    - ③N P O 法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から 5 年を経過しない者がいる
    - ④暴力団の構成員等
  - ロ 認定等の取消しの日から 5 年を経過しない
  - ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反していない
  - ニ 国税又は地方税の滞納処分が執行されている又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない
  - ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから 3 年を経過しない
  - ヘ 暴力団、暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人でない